平成２８年（フ）第９号
群馬県高崎市箕郷町生原1862番地６
債務者　清水　芳美
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１９号
群馬県藤岡市小林1015番地５
債務者　井上　寿人
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４２号
埼玉県鴻巣市南１丁目14番11号　ベルトピア吹上２―101
債務者　安藤　貴太
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
埼玉県加須市栄3519番地４
債務者　石井　　登
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
埼玉県越谷市新川町１丁目213番地６
債務者　箭内　貴大
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
埼玉県草加市吉町４丁目７番９号　エクセレンスヨシザワⅡ―201号
債務者　水戸　京子
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
埼玉県川越市大字藤間401番地１（エーデルハイム301号室）
債務者　大塚　信夫
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６号
埼玉県行田市大字野2383番地１
債務者　日野間正行
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１号
千葉県山武郡横芝光町栗山4964番地７
債務者　渡邉　司清（旧氏名渡邉司）
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
岐阜県多治見市坂上町９丁目33番地の１フォーブル浅井Ｂ―201
債務者　鵜飼　達也
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３６号
静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地６―104、前住所静岡県富士市伝法2827番地　サンズ杉の木102号
債務者　金子　智道
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２４号
愛知県常滑市坂井字狭間８番地
債務者　久野ひふみ（旧姓山本・上谷）
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
名古屋市守山区永森町６番地　レオパレス21新守山206号
債務者　佐藤　圭子（旧姓及川・熊谷）
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６号
愛知県津島市神守町字一丁田36番地　ピュアタウン神守　Ａ棟103号
債務者　大崎　和彦
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７０号
愛知県春日井市八田町６丁目14番地10　エクセル上八田203号、従前の住所愛知県春日井市出川町７丁目15番地８　コーポソアラ北305号
債務者　ホンマ・グレンダ・タライこと　ＨＯＭＭＡ　ＧＬＥＮＤＡ　ＴＡＲＲＡＹ
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅１棟616号
債務者　田上八重子
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県多可郡多可町加美区清水427番地
債務者　山口織物、山口織布こと　山口　一也
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所社支部